

放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業） 交付要綱

（通則）

第1条 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質に汚染された廃棄物のうち、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受け、その後、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第14条の2第1項又は第2項の規定により、その指定を取り消された廃棄物（以下「指定解除後の廃棄物」という。）について、指定廃棄物として指定されていた経緯に鑑み、その処理を円滑に進めるため、指定解除後の廃棄物を処理する市町村、一部事務組合若しくは広域連合（以下「市町村等」という。）又は排出事業者に対し、事業実施に必要な経費を国が補助することにより、その処理を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- 二 「産業廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 三 「指定廃棄物」とは、放射性物質汚染対処特措法第17条第1項の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物をいう。
- 四 「一部事務組合」及び「広域連合」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合をいう。
- 五 「排出事業者」とは、指定解除後の廃棄物（廃棄物処理法の産業廃棄物に該当するものに限る。）について、その事業活動により当該廃棄物を排出した者として廃棄物処理法第11条第1項の規定によりその処理を行う者をいう。

(補助金の交付の対象及び交付率等)

第4条 環境大臣は、第2条の目的を達成するため、市町村等又は排出事業者が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、必要性や合理性の観点から補助金の交付対象として環境大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助金を交付する。

一 指定解除後の廃棄物の処理

二 その他当該指定解除後の廃棄物の処理に関連した必要な事業

2 補助対象経費のうち、特に必要と認める場合には、令和3年4月1日以降に実施された事業から補助対象経費に含めることができる。

3 補助対象経費及び補助率は、別表1のとおりとし、交付額の算定に当たって、補助事業における仕入に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等相当額」という。))があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

4 他の法令及び予算に基づく補助金等(適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて行われる事業に要する経費については、交付の対象としない。

(交付申請手続)

第5条 前条第1項に掲げる事業を実施しようとする者(以下「補助事業者」という。)は、様式1による交付申請書に関係書類を添えて環境大臣に提出して行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式2による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 当該補助対象経費については、国が東京電力ホールディングス株式会社に対して求償を行うものとする。

2 補助事業者は、国の求めに応じて、前項の求償を行うために必要な帳簿及び証拠書類の写し等を国に提出しなければならない。

3 第1項の求償により東京電力ホールディングス株式会社から国に支払われた金銭については、その全部を国庫に納付するものとする。

4 補助事業者は、消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行わなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補

助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内に、その旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

(契約等)

第9条 補助事業者が補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、次の各号のとおりとする。

- 一 補助事業者のうち地方公共団体にあつては、補助事業を遂行するため、売買、委託その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難な場合又は不適當な場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
 - 二 補助事業者のうち民間事業者にあつては、可能な限り複数者から見積りを取った上で、当該見積りの中で補助事業を適正に遂行するに足りると認められる範囲における最低価格を提示した者を選定（一般競争等）するものとする。ただし、複数者から見積りを取ることが困難な場合や最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備した上で、補助事業を適正に遂行することが可能と認められる業者と契約等を行うことができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結しなければならない。

(変更交付申請手続)

第10条 補助金の交付決定を受けた後、事情の変更等により申請の内容を変更して交付の申請を行う場合には、補助事業者が様式3による変更交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

- 2 環境大臣は、前項の規定による変更交付申請書の提出があつたときは、審査の上、変更交付決定を行い、様式4による変更交付決定通知書を補助事業者に通知するものとする。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式5による計画変更申請書を環境大臣に提出し、様式6による承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、前条に定める手続きによるものとする。

- 一 補助事業の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、別表2の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。
- 二 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表2の重要な変更該当しない場合は、この限りでない。

- 2 環境大臣は、前項の承認をする場合には必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第 12 条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式 7 による申請書を環境大臣に提出し、様式 8 による承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式 9 による報告書を環境大臣に提出し、様式 10 による指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を越えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後 2 か月以内である場合は、この限りでない。

(状況報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、環境大臣の要求があったときは、速やかに様式 11 による事業遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 12 条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 12 による実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度 4 月 30 日までに様式 13 による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 環境大臣は、前 2 項の規定により補助事業者が提出した書類に不足等がある場合には、実績報告書に関する書類等の提出を補助事業者に求めることができる。

(補助金額の確定等)

第 16 条 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式 14 による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、補助事業者が市町村等であって当該補助金の返還のための予算措置につき、議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合その他やむを得ない事情がある場合には、申請に基づき補助金の額の確定の通知から 90 日以内で環境大臣が別に定める日以内とすることができる。

- 4 環境大臣は、前項の返還期限内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 17 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式 15 による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第 18 条 環境大臣は、第 12 条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令又はこの要綱の規定に定めるところに違反したことにより、環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合について、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 16 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(財産の管理等)

第 19 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(財産処分の制限)

第 20 条 取得財産等のうち、適正化法施行令第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以

上の機械器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境大臣の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に定める別紙様式 1 による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。ただし、財産処分承認基準に定める包括承認事項に係るものであって、財産処分承認基準に定める別紙様式 2 を環境大臣に報告し、受理されたものについては、環境大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。
- 5 環境大臣は、前項の承認手続きを経て取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときはその収入の全部又は一部を国に納付させることができるものとする。
- 6 前項の納付について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 3 % の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の経理）

- 第 21 条 補助事業者は、補助事業の経費について、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載した帳簿を備え、補助金の使途を明らかにしておくとともに、その支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。
 - 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

（消費税額等の確定）

- 第 22 条 補助事業者は、補助事業の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式 17 による報告書を速やかに環境大臣に提出しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、消費税等相当額の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の納付については、第 16 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。ただし、第 16 条第 3 項ただし書きについては、これを準用しない。

(標準処理期間)

第 23 条 環境大臣は、第 5 条又は第 10 条に規定する申請書が到達した日から起算して、原則として 1 か月以内に交付の決定を行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 10 条第 1 項の規定に基づく変更交付の申請、第 11 条第 1 項の規定に基づく計画変更の申請、第 12 条の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 13 条の規定に基づく事業遅延の報告、第 14 条の規定に基づく状況報告、第 22 条第 1 項の規定に基づく消費税等相当額の確定に伴う報告、第 20 条第 4 項の規定に基づく財産の処分の承認申請、第 8 条の規定に基づく申請の取下げ、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、又は第 17 条第 2 項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 25 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第 26 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別に定める。

(附則)

この要綱は平成 28 年 4 月 28 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

(附則)

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに実施した事業については、従前の例によるものとする。

別表1（第4条関係）

事業区分	補助対象事業	事業内容(○)及び補助対象の範囲(・)	補助率
I. 指定解除後の廃棄物の処理	1.最終処分	<p>○指定解除後の廃棄物の埋立処分等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分業務委託費 ・最終処分場での埋立処分に必要な資材（覆土、シート等）の購入、施工等に要する経費 ・最終処分場での埋立処分に必要な消耗品（薬品類、作業用手袋等）の購入費 ・処分場の維持・管理（修理、電気、水道等）・改造に要する経費（追加的に発生するものに限る。） <p>等</p>	定額
	2.最終処分に必要な中間処理	<p>○指定解除後の廃棄物の焼却等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（地方公共団体の常任職員の人件費を除く。） ・中間処理業務委託費 ・中間処理施設での処理に必要な消耗品（カッター、薬品類、防塵マスク、作業用手袋等）の購入費 ・施設の維持・管理（修理、電気、水道等）に要する経費（追加的に発生するものに限る。） ・仮設処理施設の設置費（調査・設計費等を含む。） ・土地の借上費（民有地に限る。） ・土地の整地（簡易な舗装工事を含む。）に要する経費 ・仮設処理施設の撤去費 ・既存処理施設の改造費 <p>等</p>	
	3.収集・運搬	<p>○指定解除後の廃棄物の保管場所又は中間処理施設等から中間処理施設又は最終処分場までの収集・運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費（地方公共団体の常任職員の人件費を除く。） ・収集・運搬業務委託費 ・車両等の借上費 ・収集・運搬に必要な消耗品（運搬に使用する梱包資材、作業用手袋等）の購入費 ・収集・運搬に必要な消耗品の廃棄に要する経費 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬の円滑な実施のため必要な積替え、補修等の措置に係る経費等 	
	4.放射性物質の測定	<ul style="list-style-type: none"> ○補助事業で処分する廃棄物の放射能濃度、排ガス等の放射性物質濃度、中間処理施設等周辺の空間線量率等の測定 ・人件費（地方公共団体の常任職員の人件費を除く。） ・測定業務委託費 ・詰所・機械の導入費 ・消耗品（記録媒体等）の購入費 ・詰所・機械の撤去費等 	
	5.その他	上記1～4に定めるもののほか、特に、環境大臣が必要と認めるもの	
Ⅱ.その他 当該指定 解除後の 廃棄物の 処理に関 連した必 要な事業	1.処理計画の策定・変更	<ul style="list-style-type: none"> ○指定解除後の廃棄物の運搬方法・ルートの検討等 ・人件費（地方公共団体の常任職員の人件費を除く。） ・専門家の招集経費（謝金等） ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費等 	定額
	2.施設周辺住民の理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ○住民説明会や講習会の開催、チラシの配布等 ・人件費（地方公共団体の常任職員の人件費を除く。） ・専門家の招集経費（謝金等） ・会場借上費 ・印刷製本費 ・消耗品（用紙等）の購入費 ・放射性物質濃度の測定経費等 	
	3.その他	上記1、2に定めるもののほか、特に、環境大臣が必要と認めるもの	

注) ①地方公共団体の常任職員の人件費等、固定費は対象外とする。

②建物・機械・機器の導入は、レンタル（又はリース）を原則とする。

③パソコン、デジタルカメラ等の汎用品の購入は対象外とする。

別表2（第11条関係）

区 分	重 要 な 変 更	
	経費の配分の変更	事業内容の変更
I. 指定解除後の廃棄物の処理	区分の欄に掲げる項目相互間での流用額の30%を超える増減	1. 補助事業者の変更
II. その他当該指定解除後の廃棄物の処理に関連した必要な事業		2. 処理する場所の変更 3. 事業の追加

様式1（第5条関係）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
交付申請書

識別番号	
------	--

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

標記について、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請する。

記

1 交付申請額 金 円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 事業内容
別紙1 補助金所要額調書
別紙2 事業実施計画書

3 添付書類
その他適宜必要な参考資料

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

事業名 指定解除後の廃棄物の処理促進事業

(単位：円)

総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入額 (B)	差引額 (C) = (A) - (B)	補助対象 経費 (D)	補助金 所要額 (E)

- 注1 (A) 欄には、補助事業に要するすべての経費を記入すること。
 2 (B) 欄には、寄付金その他の収入額を記入すること。
 3 (C) 欄には、(A) から (B) を差し引いた額を記入すること。
 4 (D) 欄には、補助対象経費の支出予定額を記入すること。
 5 (E) 欄には、(C)、(D) を比較して少ない方の額を記入すること。
 6 各欄とも消費税及び地方消費税相当分を含んだ額とすること。

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
(指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 実施計画書

【補助事業者名： 】

1 事業概要

指定解除後の廃棄物の種類別の数量、当該年度における処理予定量、放射能濃度、保管状況等を具体的に記載すること。

2 事業内容

(1) 指定解除後の廃棄物の処理事業（直営・委託の別を明らかにすること）

保管場所から中間処理施設への収集・運搬、中間処理施設での焼却等、最終処分場での埋立て（最終処分先が決まっていない場合は、最終処分の方針を明記すること。）、排ガス等の放射性物質濃度の測定等の具体的な事業内容を記載すること。

(2) 機械等の導入（レンタル等）

必要な建物及び機械・器具の内容と必要な理由等を具体的に記載すること。特に、仮設処理施設を設置する場合には、既存の処理施設で対応できない理由も記載すること。

(3) その他当該指定解除後の廃棄物の処理に関連した必要な事業

指定解除後の廃棄物の処理事業を推進するために必要な事業について、具体的な事業内容（例：住民説明会の開催時期、場所、参集範囲など）とその事業の必要性を記載すること。

3 処分の実施を予定している廃棄物処理施設の名称、所在地及び種類

名 称	所 在 地	種 類

注1：種類欄には、焼却施設や最終処分場等、本事業において処理の実施を予定している廃棄物処理施設の種別を明記すること。既存処理施設の場合は、その施設の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

2：仮設処理施設の設置を予定している場合には、その設置予定場所を所在地欄に記入のこと。

4 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 添付書類

- (1) 放射性物質汚染対処特措法施行規則第14条の2第4項の規定に基づき環境大臣が発出した指定解除の通知書
- (2) 本事業により処理を実施しようとする廃棄物が（1）の通知書に係る廃棄物であることが確認できる書類（廃棄物の保管状況の分かる写真、保管場所の地図、指定解除後の管理や処理の経過が分かる記録等）
- (3) 指定解除後の廃棄物処理のフロー図
- (4) 本事業の工程表
- (5) 本事業の実施体制（担当部署、担当者、連絡先等も記載すること）

- (6) 本事業の一部を第三者へ委託する場合又は第三者と共同して実施する場合の契約書（案）
- (7) 事業費算出内訳（別添例）
 - レンタル設備のパンフレット、見積書等の算出根拠も添付すること。
- (8) 規模の算出根拠
 - 仮設処理施設を設置する場合には、建物及び機械・機器の規模算定根拠も添付すること。
- (9) その他
 - 適宜、事業内容について参考となる資料を添付すること。

(別添)

事業費算出内訳(作成例)

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
I. 指定解除後の廃棄物の処理					
焼却処理費	人夫賃			〇〇〇 〇〇〇	〇〇人×〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円 その他延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費	〇〇t	〇〇	〇〇〇	〇t×〇〇l/t×@〇〇円=〇〇円
	薬品費		〇〇	〇〇〇	〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	仮設焼却施設			〇〇〇	〇〇〇×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費			〇〇	〇〇〇
	小計		〇〇	〇〇〇	
最終処理費	埋立て処分費	〇〇t	〇〇	〇〇〇	〇〇t×@〇〇円=〇〇〇
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	放射能検査費			〇〇〇	〇〇回×@〇〇円=〇〇〇円
	消耗品費			〇〇〇	シート〇枚×@〇〇円=〇〇〇円
	小計		〇〇	〇〇〇	
運搬費	自動車借上料	〇〇台	〇〇	〇〇〇	【保管場所-焼却施設】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 延〇〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	人夫賃	〇〇人	〇〇	〇〇〇	【保管場所-焼却施設】 運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 運転手延〇〇人×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費	〇〇人 〇〇t	〇〇	〇〇〇 〇〇〇	その他延〇〇×@〇〇円=〇〇〇円 【保管場所-焼却施設】 〇日×〇t×@〇〇=〇〇〇円 【焼却施設-最終処分場】 〇日×〇t×@〇〇=〇〇〇円
	小計			〇〇〇	
I. 合計					

Ⅱ. その他当該指定解除後の廃棄物の処理に関連した必要な事業					
処理計画の策定	自動車借上料	○台	○○	○○○	延○○台×@○○円=○○○円
	旅費・謝金				延○人×○日×@○○円=○○○円
	小計			○○○	
住民説明	旅費・謝金			○○○	延○人×○日×@○○円=○○○円
	会場借上料			○○○	○回×@○○円=○○○円
	小計			○○○	
Ⅱ. 合計					
	合計			○○○	

- (注) 1. 地方公共団体の常任職員の人件費は計上しないこと。
2. 本事業に係る経費を明確に区分できない場合は、計上しないこと。
3. 適宜、事項を追加・削除を行って作成すること。

様式2（第6条関係）

識別番号	
番	号

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
交付決定通知書

市町村等／排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて交付申請のあった令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第号交付申請書のとおりである。

2 補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。

補助事業に要する経費	金	円
交付決定額	金	円

ただし、事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによる。

3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、令和 年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。

4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。

5 事業実施者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令255号）、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱に従わなければならない。

6 この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)

担当官の所属部署・職名・氏名

連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

様式3（第10条関係）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
変更交付申請書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付の決定を受けた放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）の交付申請書について、下記のとおり変更したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第10条第1項に基づき、下記のとおり申請する。

記

- 1 変更交付申請額 金 円
- 2 変更理由
- 3 変更事業内容
別紙1 補助金所要額調書
別紙2 事業実施計画書
- 4 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

2 3の各調書については変更前と変更後がわかるように2段書きにし、その根拠資料を添付すること。

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）変更交付決定通知書

市町村等／排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて変更交付申請のあった令和 年度放射性物質汚染
廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）については、放射性物質汚染廃棄物処
理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第10条第2項の規定により、令和
年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更交付することを決定したの
で通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号変更交
付申請書のとおりである。
- 2 補助事業に要する経費及び交付決定額は次のとおりである。
補助事業に要する経費 金 円(既交付事業費： 円)
交付決定額 金 円(既交付決定額： 円)
ただし、事業の内容が変更された場合において、補助事業に要する経費又は交付決定額が変更され
るときは、別に通知するところによる。
- 3 補助事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、令和 年 月 日
付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 4 補助金の確定額は、交付すべき補助金の額と補助金の交付決定額とのいずれか低い額とする。
- 5 この交付決定の内容又は条件に不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和
年 月 日とする。

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式 5 (第 11 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
(指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(指定解除後の廃棄物の処理促進事業)を下記のとおり変更したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(指定解除後の廃棄物の処理促進事業)交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 補助事業に及ぼす影響
- 4 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
計画変更承認（不承認）通知書

市町村等／排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて提出のあった令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）計画変更承認については、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり承認（不承認）したので通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

- 1 変更後の補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け 第 号計画変更承認申請書のとおりである。
- 2 その他については、令和 年 月 日付け 第 号交付決定通知書のとおりとする。
- 3 条件又は理由
※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。
※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

（本件担当官の氏名、連絡先等）
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式7（第12条関係）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）中止（廃止）申請書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由

- 2 中止（廃止）後の措置

- 3 添付書類
その他適宜必要な参考資料

- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）
中止（廃止）承認（不承認）通知書

市町村等／排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて提出のあった令和 年度放射性物質汚染廃棄物
処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）中止（廃止）申請については、放射性物質
汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第 12 条の規定に基づ
き、下記のとおり承認（不承認）したので通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

1 中止（廃止）の承認（不承認）

令和 年 月 日付け 第 号にて交付決定を行った令和 年度放射性物質汚染
廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）については、中止（廃止）する
（しない）。

2 その他

※承認に際して条件を付す場合には本欄に記載する。

※不承認とした場合には不承認の理由を付して通知すること。

（本件担当官の氏名、連絡先等）
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式9（第13条関係）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）遅延報告書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）について、下記のとおり事業を遅延したいので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第13条の規定に基づき、関係書類を添えて報告する。

記

- 1 遅延の内容及び原因
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して執った措置
- 4 遅延が事業に及ぼす影響
- 5 事業の完了予定日
- 6 添付書類
事業の工程表（変更前と変更後を対比したもの）を添付すること。
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）指示書

市町村等／排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 第 号にて報告のあった令和 年度放射性物質汚染廃棄物
処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）については、放射性物質汚染廃棄物処理事
業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり指
示する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

- 1 補助事業の実施期間については、令和 年 月 日までとする。
- 2 その他については、令和 年 月 日付け 第 号（変更）交付決定通知書（計画
変更承認通知書）のとおりとする。

（本件担当官の氏名、連絡先等）
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先（電話番号・E メールアドレス）

様式 11 (第 14 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 遂行状況報告書

補助事業者名: _____

(単位: 円)

事業名	事業期間	事業費	補助金額 相当額 (A)	うち契約額		うち支出済額		支出予定額			
				___月まで 累計 (B)	(B)/(A) (%)	___月まで 累計 (C)	(C)/(A) (%)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式 12 (第 15 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業)
実績報告書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付の決定を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) の事業が完了しましたので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 交付要綱第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金 金 円
- 2 事業報告書
別紙 1 補助金所要額精算調書
別紙 2 事業実施報告書 (事業実施計画書との変更点がわかるように 2 段書きにすること。)
- 3 添付書類
 - (1) 帳簿及び証拠書類の写し (本事業により処理を行った指定解除後の廃棄物が廃棄物処理法の産業廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法の委託基準に基づく委託契約書の写しや、運搬又は処分が終了したことを確認できる産業廃棄物管理票の写しを含む。)
 - (2) 図面、写真 等
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式 13 (第 15 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金
(指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長／排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定通知を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(指定解除後の廃棄物の処理促進事業)について、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(指定解除後の廃棄物の処理促進事業)交付要綱第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告する。

記

- 1 国庫補助金 金 円(令和 年度実績)
金 円(令和 年度計画)
- 2 事業報告書
別紙 1 補助金所要額精算調書(実績額とともに翌年度以降計画額を記載すること。)
別紙 2 事業実施報告書(事業実績とともに翌年度以降の計画を記載すること。)
- 3 添付書類
その他適宜必要な参考資料
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
(1) 責任者の所属部署・職名・氏名
(2) 担当者の所属部署・職名・氏名
(3) 連絡先(電話番号・E メールアドレス)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業)
交付額確定通知書

市町村等/排出事業者の名称

令和 年 月 日付け 発第 号にて交付決定した令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) については、令和 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定したので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 交付要綱第 16 条第 1 項の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 ○○○○

記

確 定 額 金 円

(本件担当官の氏名、連絡先等)
担当官の所属部署・職名・氏名
連絡先 (電話番号・E メールアドレス)

様式 15 (第 17 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業)
精算 (概算) 払請求書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長/排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定の通知を受けた令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) の精算払 (概算払) を受けたので、放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 交付要綱第 17 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

(概算払の場合)

(単位: 円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			既受領済額 ⑤	今回請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④ =②+③		
合 計						

(精算払の場合)

(単位: 円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	今回請求額 ① - ②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号、名義及びそのふりがな

4 概算払を必要とする理由 (概算払を請求するときに限る。)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式 16 (第 19 条関係)

取得財産等管理台帳 (令和 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	設 置 又 は 保 管 場 所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（指定解除後の廃棄物の処理促進事業）交付要綱第 20 条第 1 項に規定する処分制限額以上のものとする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式 17 (第 22 条関係)

令和 年度放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) の
仕入に係る消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

市町村等の長/排出事業者の代表者

令和 年 月 日付け 発第 号をもって交付決定の受けた令和 年度放射性物質
汚染廃棄物処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) について、放射性物質汚染廃棄物
処理事業費補助金 (指定解除後の廃棄物の処理促進事業) 交付要綱 (以下「交付要綱」という。) 第 22
条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | |
|------------------------------------|---|-------|
| 1 補助金額 (交付要綱第 16 条第 1 項による額の確定額) | 金 | 円・・・① |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円・・・② |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税相当額 | 金 | 円・・・③ |
| 4 補助金返還相当額 (③-②) | 金 | 円 |
| 5 参考となるその他書類
(上記の 3 の金額の積算の内訳等) | | |
| 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等 | | |
| (1) 責任者の所属部署・職名・氏名 | | |
| (2) 担当者の所属部署・職名・氏名 | | |
| (3) 連絡先 (電話番号・E メールアドレス) | | |